

第 50 回福岡市個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成 24 年 9 月 27 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00

2 場 所 福岡市役所 15 階 第 4 会議室

3 出席者

(1) 委員 (五十音順, 敬称略)

石森 久広
五十川 直行
川副 正敏
久池井 啓江
中村 奈良江
馬場 明子
原田 陽次
福山 道義

(2) 事務局

行政部長	大和 正芳
情報公開室長	菊田 浩二
個人情報保護係長	茅野 美佐
係員	吉田 友紀

4 会議経過

開 会

(事務局) 行政部長より挨拶。

(事務局) 情報公開室長より, 委員の異動及び事務局の人事異動の説明。

(会長) ただ今より, 第 50 回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は, 3 名の委員が欠席であるが, 条例第 59 条で定める過半数の出席を満たしていることから, 審議会は成立している。また, 本会議は公開であり, 議事録も公開されることになる。なお, 傍聴希望者を受け付けたが, 本日傍聴人はいない。

では, 本日の議題に入る。事務局より説明をお願いします。

議題 1 平成 23 年度個人情報保護制度の運用状況について

(事務局) 資料 2 に沿って平成 23 年度個人情報保護制度の運用状況について説明。

(会長) 何か質問や意見等はあるか。

(委員) 資料 2 の表 2 について質問する。保有個人情報の開示請求の処理状況として, 「非開示情報」欄に 1 件あるが, これは保有個人情報に該当しないということか。

(事務局) 学校におけるいじめに関する書類のうち, アンケート等について, 条例第 20 条第 2 号 (第三者の個人情報) 及び第 6 号 (行政運営情報) に該当するとして非開示とされたものである。

(委員) 同じく表 2 に、「期間延長」という項目があるが、期間延長をするにあたって、開示請求者へ、理由を提示するのか。

(事務局) 請求日の翌日から起算して、本市の休日を除く 7 日以内に決定を行うのが原則だが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、条例第 25 条第 2 項により、請求日の翌日から起算して 20 日を限度として期間を延長することができ、この場合、速やかに書面により通知しなければならないと規定されている。

(委員) 本当に期間延長が必要か、どう検証するのか。

(事務局) 条例に基づく期間延長ということで、理由に関して検証するという扱いはしていない。

(委員) 期間延長の要件に該当すると実施機関で判断すれば、理由を示すことなく期間延長通知をするのか。

(事務局) 期間延長通知書の様式に理由の記載欄があり、延長の理由はそこに記載する。期間延長の具体例を申し上げる。診療報酬明細書の開示においては、開示することによる診療上の支障がないかを医師に照会したうえで、開示・非開示の決定を行っている。これにあたり、医師に 1～2 週間程度の回答期間を設ける必要があるため、7 日以内での決定が難しく、「主治医への照会に期間を要するため」などを延長の理由とし、期間延長通知を行っている。

(委員) この 18 件以外は 7 日以内に開示がなされているということか。

(事務局) 開示等の決定を 7 日以内に行い、その後に閲覧や写しの交付を行う。

(委員) ところで、指定管理者においては、個人情報はどう扱われるのか。

(事務局) 条例の実施機関ではないが、指定管理者と福岡市との間で締結する協定等に個人情報の保護に関して必要な事項を明記する。

(委員) 指定管理者が直接、開示に応じるという場面はあるのか。

(事務局) あると思われる。

(委員) その場合、不服申立て制度はあるのか。

(事務局) 条例に基づく処分を行うわけではないので、それはない。

(委員) 民間の個人情報取扱事業者としての営みと理解すればよいのか。

(事務局) 民間事業者のうち、個人情報保護法の義務規定適用対象となる「個人情報取扱事業者」については、開示の求めに応じる手続き等について、法令や分野別ガイドラインに規定がある。

(委員) 23 ページの「個人情報の漏えい等の状況」について質問したい。主な内容の 2 件目の「無効被保険者証」は、外部の者によりどういう状態で持ち出され、その後どのような再発防止策が講じられたのか。また、4 件目の「請願署名簿」についてはどうか。

(事務局) まず、無効被保険者証の事案について説明する。当時、区役所窓口で各種手続き等で回収した無効になった被保険者証を、来庁者から見えないカウンター内側に用意した箱の中へ入れていて、盗難に遭った。また、通常は、無効になった被保険者証には、無効と分かるようにスタンプを押捺しているが、それが徹底されておらず、金融機関の口座開設に利用された。なお、容疑者が逮捕され、心神喪失で不起訴となったが、盗難に遭った無効被保険者証はすべて返却された。主な再発防止策としては、保管場所の変更、侵入防止のパーティションの設置、事務処理要領の改正による、回収後の処理の明確化・管理強化、シュレッダーの設置、といったものがある。

請願署名簿については、置いていた場所等の関係で保存期間が満了した分と混同したとのことである。

(委員) その他の案件に関しては、その後何か不正利用された等の被害はなかったのか。

(事務局) 今のところ、不正に利用されたという二次被害は聞いていない。また、担当課から情報公開室への事故報告の際には、必ず再発防止策も報告を受けることとしており、必要であればその相談も受けている。

(会長) 他にないか。

(委員) 1件目の「生徒の氏名」について質問したい。クラス名と氏名をホームページに掲載するのは、個人情報漏えいになるのか。住所や電話番号や成績といった情報であれば、問題が当然あると思うが、名前も公開してはいけないレベルの情報なのか。

(事務局) 氏名も個人情報であるほか、まれにDVの関係で問題が生じることも考えられ、どこの学校にどの児童・生徒がいる、といった情報をインターネット上で誰でも閲覧できる状態にするのは適切ではないと考える。

(会長) 資料2の16ページ以下の内容について質問したい。16ページから18ページまでの事案は、平成23年度に発生した事案のうち、「個人情報の公益上の取扱いに関する基準」で「報告が必要」という類型に該当するものの全てであると理解してよいか。

(事務局) はい。

(会長) 類型に該当するが特に慎重な取扱いが必要と認められる事案や、基準に該当するか否かの判断がつかず、審議会会長の意見を聴くこととされた事案が、19ページから21ページまでの「公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案」である。

その中で、昨年度は「コンビニエンスストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍記録事項証明及び戸籍の附票の交付サービス」に関する事案については、審議会での審議が必要と判断した。また、「災害時要援護者名簿の提供」に関しても、審議会へ諮問され、答申を行った。

この2件について実施状況を報告願いたい。

議題2 報告事項について

(事務局) 報告事項(1)について、まず、資料3に沿って、平成24年8月1日から開始された「住民票の写し等のコンビニ交付」の実施状況を報告。

(事務局) システム運用上のトラブルや情報漏えい等の事故は特になかったとのことである。利用者等からの意見・苦情は、暗証番号に関する意見が1件あった。区役所の窓口で、証明書ごとに暗証番号を設定するよう指導されているが、住基カードの暗証番号ですべて取得できるようにし

てほしい、との意見である。これに対し、住基カードの暗証番号は、セキュリティ上、関係法令で住民基本台帳ネットワークでの使用に制限されていることなどが回答されている。

(事務局) 次に、災害時要援護者名簿の件について報告する。

諮問の内容は、災害時要援護者のうち、地域への情報提供に同意していない、情報提供同意書未提出者の名簿を、校区単位で避難支援対策に取り組む支援組織の代表者1名に限定して貸与しようとするもので、名簿の貸与は平常時から行うが、平常時の使用を認めず、災害発生時に人の生命・身体・健康・生活または財産の保護のために、緊急に必要な場合に限り使用を認める、というものである。

昨年度の審議会での答申に沿って、新たな制度が創設され、24年度に実施可能な地域から開始するというので、段階的・モデル的に実施するようになっている。現在のところ南区の1校区が取組を申請しており、災害時要援護者名簿に関する覚書の締結も終えたが、民生委員による災害時要援護者の訪問調査期間中であるため、調査終了後、その結果を基に福岡市で名簿を作成してから貸与を行うことになる。また、適切な保管に関しては、名簿は鍵のかかるアタッシュケースに入れて貸与するよう検討中であると聞いている。

(会長) 何か質問・意見等はないか。

(委員) 住基カードの交付申請手続きや、コンビニ交付の利用者登録は、高齢者には難しく、民生委員や町内会長に同行してもらえないだろうかという声も聞いた。また、災害時要援護者に関連することとして、オートロックのマンションに住んでいる人が多いことなどにより、地域で高齢者を把握することが困難で、敬老会や防災の名簿づくりにも支障が生じている。

(事務局) 高齢者にとって住基カードの交付申請手続きがわかりにくいという話については、今回の8月1日号の市政だよりで、住基カードの申請手続きについても案内しているので、少し周知が進んだのではないかと思う。また、住民票の写し等の交付を受けるために区役所へ来庁することが困難な場合は、代理人が委任状を持参して交付を受けるといった、別の方法もある。

(委員) 個人情報保護の観点からすると、他の人に委任状を渡すより、本人がコンビニに行く方がよいのではないかと考えているが、コンビニ交付が始まったことを知らない高齢者が多い。

(委員) 住民票の写し等のコンビニ交付については、漏えい等の事故が発生した際の対応についての議論も大事だが、委託先やコンビニでの漏えいを未然に防ぐための日常的な取扱いのチェックについても、具体的に説明の中に加えてもらいたい。

(会長) その他に何かないか。

(委員) 今のオンライン結合とは別の件について質問したい。どこかの課で手に入れた情報に内部ではどの課でもアクセスできるようにしようというような情報の共有化の議論や、市民が一つの窓口に行けば用が全部済むというワン・ストップサービスの推進という議論があるが、これは、個人情報保護法・個人情報保護条例上、例外的な取扱いではないかと思う。このような改革を行う場合には個人情報保護条例を改正する、というような検討がなされているか。保有個人情報の内部での目的外利用は、「公益上の取扱いの基準」の類型3-aに該当する場合でないといけない、という認識でよいか。

(会長) 条例の基本的な考え方は、個々の実施機関がそれぞれの目的と必要性にあわせて情報を収集するというものである。そこで収集した情報は、基本的にはその目的に従ってその範囲で使用するというのが原則であり、目的外で利用・提供することに公益上の必要があると認められるか

否かを個別に審議しては時間がかかるので、基準を作成し、その基準に当てはまれば利用・提供していいという取扱いになっている。先程言われたような共有化等の議論があるのかわからないが、今の条例の基本的な枠組みをかなり変えない限り、実施できないのではないかと思う。現在の条例を前提とする限り、それぞれの持っている情報を目的外で他の実施機関に提供するという場合は、きちんとした運用が必要であると思う。

(委員) 担当課以外にとっては便利になるので、どこの自治体も情報の共有化をおそらく推進したいと考えているはずである。利便性が向上し、公益に資するのはよいが、個人情報保護を担当する情報公開室としては、慎重に判断し意見を述べてもらいたい。

(事務局) 情報の共有化に関しては、検討に着手した段階であり、具体的な方向性は定まっていない。今後検討を行う際は、公益上の必要性や現在の条例との整合性を含めて検討し、具体的な制度設計を適切にしていかなければならない、と考えている。

(会長) 残り時間がわずかなので、残りの議題について説明をお願いする。

(事務局) 報告事項(2)の、法令に基づく個人情報の目的外提供について報告する。

(事務局) 資料4に沿って説明し、情報公開室への相談事例を紹介。

(会長) こういった照会の総件数を、情報公開室で把握できないのか。

(事務局) 報告を求めておらず、また、捜査関係事項照会の中には、情報公開室に相談するまでもなく判断できるものもあり、判断が難しい事案について情報公開室が相談を受けているため、全体像を把握している訳ではない。

(会長) 今紹介があった相談事例は4件だが、情報公開室に相談があったのは全部で何件か。

(事務局) 1年間で10件程度である。

(会長) 他に何かあるか。

(事務局) 報告事項(3)の、「多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システム」について報告する。資料5は、昨年度の照会・回答文書であるが、写しを委員に送っていたので詳しい説明は省く。このほか、ストリートビューに関する訴訟の控訴審の判決が福岡高裁で今年7月に出たので紹介する。

新聞報道によると、これは、ベランダに干した下着の画像が公開され、プライバシーを侵害されたとして、県内の20代の女性がグーグル社日本法人に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、判決では、問題の画像は、公道から周囲を撮影した際に映り込んだものであり、何であるか判然とせず、プライバシー侵害があったとは認められないとして、原告敗訴の福岡地裁の判決を支持して女性の控訴を棄却したとのことである。最高裁に上告されたようなので、結果が分かり次第報告を行う。

(会長) 何か質問・意見等はないか。以上で予定の議題は全てか。

(事務局) はい。

(会長) それでは、これで閉会とする。